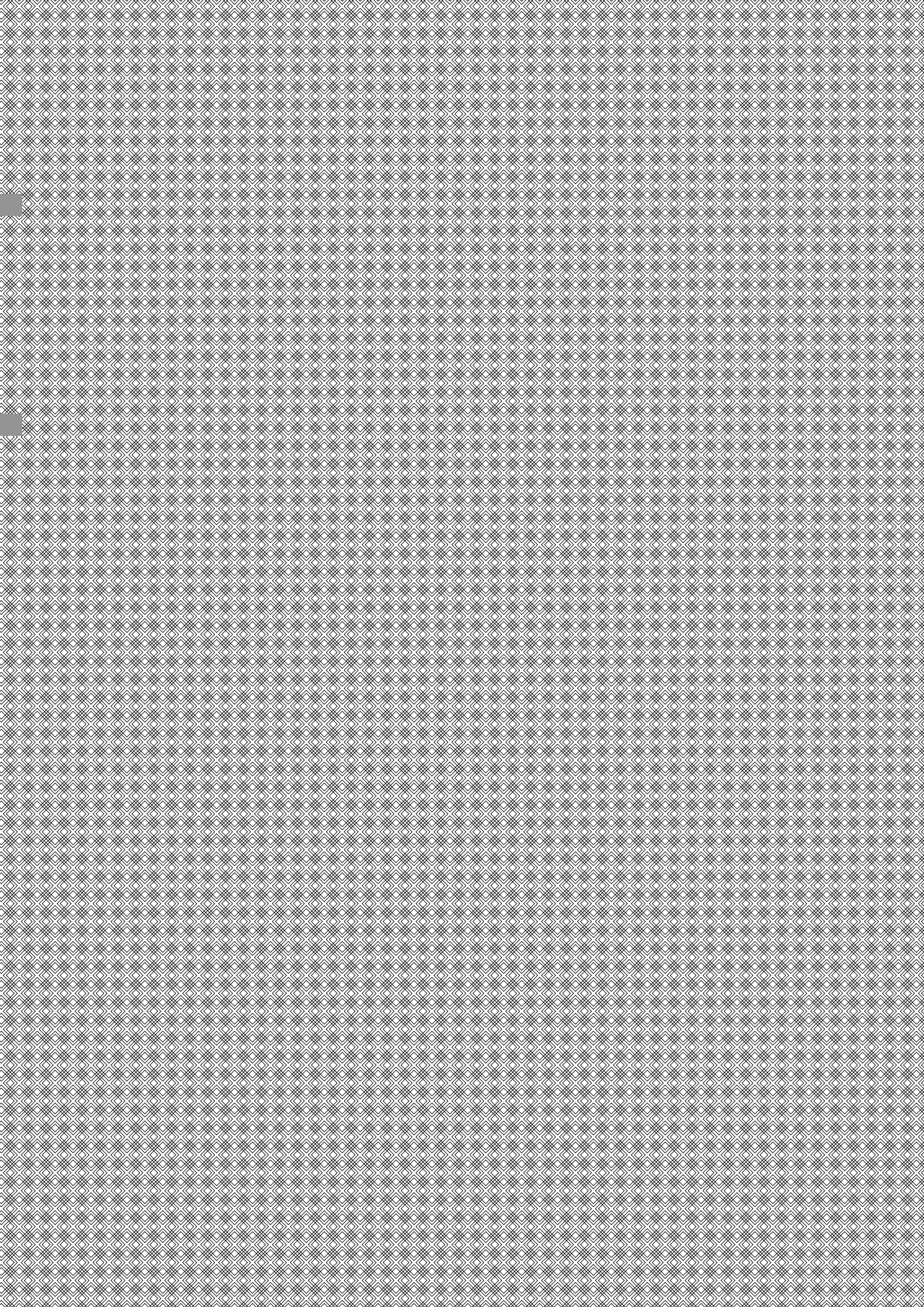


酒税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和6年4月5日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「G1～G7」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 30 点—

問 1 (15 点)

次の(1)～(5)の間に答えなさい。

- (1) 酒税法における「アルコール分」及び「エクス分」について、それぞれの定義を述べなさい。
- (2) 酒税法では、酒類製造者につき相続があった場合において、引き続きその製造業をしようとする相続人は、遅滞なく、その旨を所轄税務署長に申告し、一定の要件を満たせば、相続の時ににおいて、被相続人が受けていた酒類の製造免許を受けたものとみなすことが規定されている。相続の時ににおける規定が特に設けられている趣旨について述べなさい。
- (3) 酒税法では、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、当該移出による酒税額に相当する金額を控除することが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。
- (4) 酒税法では、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、製造、貯蔵、販売又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならないことが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。
- (5) 酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないが、承認を要さない場合がある。承認を要さない場合を 3 つ述べなさい。

問 2 (15 点)

酒類製造者甲(以下「甲」という。)は、清酒の製造免許を受けている者である。

乙税務署長は、酒税の保全のため必要があると認められたため、甲に対して酒税につき担保の提供を命じた。しかし、甲は、乙税務署長から指定された期限までに担保の提供に応じなかった。

乙税務署長から指定された期限までに甲がその製造場から移出した酒類に係る酒税の申告及び納付に関する酒税法の取扱いについて述べなさい。また、当該申告及び納付の規定が設けられている趣旨について述べなさい。

〔第二問〕 ― 70 点―

次の【資料】に基づき、甲株式会社が製造している酒類について、商品 A から商品 H の品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和 6 年 8 月分の納付すべき酒税額について、「① 適用税率」、「② 課税標準数量」、「③ 課税標準数量に対する本則税額」、「④ 課税標準数量に対する酒税額」、「⑤ 控除を受けようとする酒税額」及び「⑥ 納付すべき酒税額」に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

本則税額とは、酒税法第 23 条《税率》又は租税特別措置法第 87 条の 2《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》に規定する税率により計算した金額をいう。

なお、酒税法第 29 条《輸出免税》の適用を受けることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第 30 条《戻入の場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和 6 年 8 月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

- 1 甲株式会社は、平成 21 年 5 月中に、その製造場の所在地(埼玉県)の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。
- 2 製造場の所轄税務署長に手続を要するものについては、全て適正に行われている。
- 3 甲株式会社は、令和 6 年 4 月 1 日から、租税特別措置法第 87 条第 4 項に規定する承認酒類製造者である。また、租税特別措置法第 87 条第 3 項各号に掲げる者には該当せず、他者との間に完全支配関係はない。

なお、所得税法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 3 号)附則第 54 条《清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》、第 55 条《ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置》及び第 63 条《被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置》の適用を受ける旨の届出書は提出していない。

- 4 甲株式会社が、令和 6 年 4 月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	麦芽 600 kg、ホップ 40 kg、でん粉 20 kg、カラメル 10 kg 及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 3.5 度)に、ホップ 10 kg、レモン 5 kg、カモミール 5 kg を加えて発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 5.5 度、エキス分 3.0 度)

B	米 160 kg、米こうじ 70 kg(こうじ米の重量 65 kg)、原料用アルコール 20 ℓ(アルコール分 65.0 度、エキス分 0.0 度)、有機酸 5 kg 及び水を原料に発酵させてこした酒類(アルコール分 16.0 度、エキス分 4.0 度)に、炭酸水と同時にぶどう糖 10 kg 及びくえん酸 5 kg を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 4.0 度)
C	麦芽 300 kg 及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 95.0 度)した酒類(アルコール分 95.0 度、エキス分 0.0 度)に、オークチップを浸してその成分を浸出させ、水を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分 35.0 度、エキス分 0.0 度)
D	りんご果汁 700 ℓ 及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類 900 ℓ(アルコール分 6.0 度、エキス分 4.0 度)にブランデー 10 ℓ(アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた酒類 910 ℓ(アルコール分 6.5 度、エキス分 2.5 度)に、更にホップを浸してその成分を浸出させた発泡性を有する酒類 900 ℓ(アルコール分 6.5 度、エキス分 3.0 度)
E	とうもろこし及び水を原料に発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 90.0 度)して水を加えた酒類 500 ℓ(アルコール分 46.0 度、エキス分 0.0 度)に、米 300 kg、米こうじ 100 kg 及び水を加えて発酵させた発泡性を有しない酒類(アルコール分 13.0 度、エキス分 3.0 度)
F	麦芽 200 kg、麦 130 kg、とうもろこし 100 kg、ホップ 20 kg 及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 4.0 度)に、大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 80.0 度)して水を加えた酒類(アルコール分 40.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 4.0 度)
G	麦 400 kg、麦こうじ 250 kg、くり 400 kg 及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 50.0 度)した酒類(アルコール分 50.0 度、エキス分 0.0 度)に、水及び分蜜をした砂糖(当該分蜜をした砂糖を加えることにより着色又は着香はない)を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分 30.0 度、エキス分 1.0 度)
H	フルーツマト及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 60.0 度)する際、発生するアルコールにジュニパーベリーの成分を浸出させた酒類(アルコール分 60.0 度、エキス分 0.2 度)に、水を加えた発泡性を有しない酒類(アルコール分 43.0 度、エキス分 0.1 度)

(注) アルコールの重量換算は、1 ℓ(アルコール分 95.0 度) = 0.8157 kg として計算する。

5 甲株式会社の令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の課税移出数量及び令和6年8月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の課税移出数量の内訳」の数量は、同期間中に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

商品名	令和5年度中(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の課税移出数量の内訳	令和6年8月中の移出数量の内訳	
		容器の容量	ケース、本数
A	kl 200	ml 350	200 ケース(24 本入り)
B	500	1,800	2,800 ケース(6 本入り)
C	140	720	3,000 ケース(6 本入り)
D	10	720	150 ケース(6 本入り)
E	80	720	1,400 ケース(6 本入り)
F	70	350	1,120 ケース(24 本入り)
G	110	720	2,000 ケース(6 本入り)
H	130	1,000	2,500 ケース(6 本入り)

6 甲株式会社の令和6年4月から令和6年7月までの租税特別措置法第87条第1項に規定する当年度酒税累計額は52,000,000円である。

7 商品Aについては、「上記5」のほか、品質評価のため、令和6年8月15日に公的品質評価機関に対して12本(容器の容量350ml)を送付した。なお、公的品質評価機関に送付した12本のうち、4本については、品質評価に使用しなかったとして令和6年8月29日に製造場に返品された。

返品された商品については、同日、製造場内で試飲した。

8 商品Bについては、「上記5」の令和6年8月中の移出数量の内訳に、令和6年8月27日に輸出する目的で、製造場から移出した300本(容器の容量1,800ml)が含まれている。なお、輸出年月日は令和6年9月2日であった。

9 商品Cについては、「上記5」のほか、研究開発として令和6年8月18日に、商品Cに炭酸水を混和した発泡性を有する試料I(アルコール分9.0度、エキス分0.0度)2ℓを製造し、製造場内で試飲した。

- 10 商品Dの原料に使用しているブランデー(10ℓ)は、令和5年度の末日において租税特別措置法第87条第3項に規定する特定大法人である他社の酒類製造者から、令和6年7月15日に製造場に移入した課税済みの酒類であり、令和6年8月1日に全量を使用した。
- 11 商品Eについては、「上記5」の令和6年8月中の移出数量の内訳に、食品衛生法第28条第1項の規定により収去された酒類5本(容器の容量720ml)が含まれている。
- 12 商品Fについては、「上記5」のほか、販売促進のため、令和6年8月19日に300本(容器の容量350ml)を酒類販売業者の販売場に無償で提供した。
- 13 商品Gについては、「上記5」のほか、令和6年8月3日に在日米国大使館に50本(容器の容量720ml)を送付した。
- 14 商品Hについては、「上記5」のほか、令和6年8月6日に得意先の販売場に30本(容器の容量1,000ml)を移出した。
- 翌日、得意先に移出した30本のうち5本が返品されたため、令和6年9月3日に製造場内で廃棄した。

【参考資料】

I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 十五万五千円
 - 二 醸造酒類 十万円
 - 三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 混成酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。
- 4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 十万円
 - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円
 - 三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 粉末酒 三十九万円

II 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

第36条 令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類(新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)及び醸造酒類(新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 二十万円
- 二 醸造酒類 十二万円

2、3(略)

- 4 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十八万千円とする。
- 5 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項

及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。)

十五万五千円

二 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号ロに掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。)

十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類 八万円

Ⅲ 租税特別措置法(抄)

第 87 条の 2 酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 アルコール分が十一度未満のもの 十万円

二 アルコール分が十一度以上十三度未満のもの 十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

Ⅳ 附則〔平成二九年三月三十一日法律第四号〕(抄)

第 91 条 別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。

2 令和二年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。

